

## 武蔵村山市に転入される小・中学校のお子さんへ

ようこそ、緑豊かなまち、武蔵村山市へ。心より歓迎申し上げます。  
本市の小・中学校への転入学について御案内いたします。

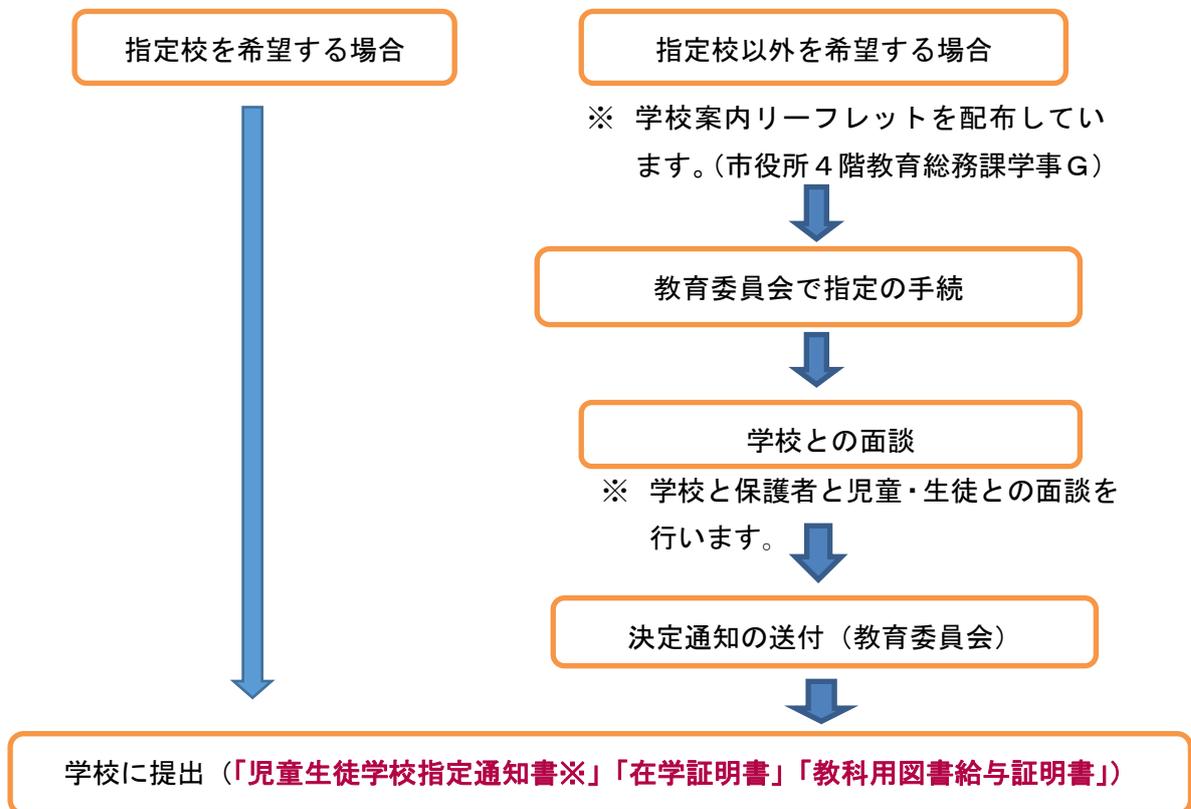
### 1 指定校について

指定校とは、通学上の安全や学校規模を考慮して定められており、あなたの住所に該当する指定小学校又は指定中学校は、本日お渡しした「児童生徒学校指定通知書」に記載されている学校です。

### 2 指定校以外を希望する場合 (他市からの転入の場合のみ選択できます)

- 小学生は、市内2校の小中一貫校小学部へ入学ができます。(裏面参照)
- 中学生は、学校選択制度を利用して、指定中学校以外の4校から希望する学校に入学することができます。(裏面参照)
- 継続して、以前の学校に通う手続きをされている方は、4階教育総務課学事グループへ申し出てください。

※ 小中一貫校とは、小学校と中学校の義務教育期間9年間を通して、小中が連携し、系統的・継続的な教育活動を行う学校です。



※ 「児童生徒学校指定通知書」は指定校を希望する場合に学校に提出してください。

## 3

## 指定校以外を希望する場合のQ &amp; A

**Q1 手続きはいつまでにする必要がありますか？**

A 転入手続きをした当日に教育委員会に申出を行い、転入後速やかに指定の手続きを行う必要があります。

**Q2 指定校に転入学手続きを行った後でも、希望校へ転入学できますか？**

A 転入後、指定校へ転入学手続きを行った場合は、その後に学校の変更はできませんので御注意ください。

**Q3 指定校以外の希望校に決定した後に指定校へ変更できますか？**

A 指定校以外に決定した場合は、指定校への変更はできません。

**Q4 徒歩以外の自転車通学はできますか？**

A 通学は原則徒歩です。ただし、一定の距離がある場合は、公共交通機関の利用、保護者の送迎、自転車の使用（5年生以上）を保護者の申出により、校長は保護者と通学の安全面について協議・確認を行った上、校長の判断で許可することができます。

**Q5 三者面談ではどのような話をするのですか？**

A 就学にあたり学校、保護者、児童・生徒が共通の認識を図ることを目的として選択校の教育活動や規則、マナー及び通学上の安全等を確認します。

**Q6 市内転居の場合は指定校以外の選択はできますか？**

A 市内転居の場合は指定校が原則になります。しかし、通学上の安全等が確保されていれば転居前の学校へ引続き通うことができます。その場合は届出ください。

## 4

## 指定校以外に入学ができる学校一覧

小学校で指定校以外に入学が可能な学校

学校名	住 所	電話番号	備考
村山学園	緑が丘1460番地	042-561-1762	小中一貫校
大南学園	大南二丁目78番地の1	042-564-4341	小中一貫校

中学校は市内全域（全5校）より選択が可能

学校名	住 所	電話番号	備考
第一中学校	本町二丁目76番地の1	042-560-1761	
村山学園	緑が丘1460番地	042-561-1762	小中一貫校
第三中学校	神明四丁目117番地の1	042-564-3001	
大南学園	大南二丁目79番地の1	042-564-4341	小中一貫校
第五中学校	残堀五丁目55番地	042-560-3155	

「児童生徒学校指定通知書」に記載されている指定校以外の小・中学校に入学を希望される場合には、別に手続きが必要となりますので、市役所4階教育総務課学事グループへ申し出てください。



問い合わせ先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課学事グループ

☎042-565-1111 内線426・422

平成27年7月1日発行